

1. 計画の目的と位置づけ

1.1 目的

一級河川利根川水系境川（以下、「境川」とする）については、現在、元町地域の新橋から東水門の区間において、千葉県の大域河川改修事業とあわせて、水辺空間の修景整備事業が行われている。

一方、西水門～新橋区間及び東水門から河口に至る区間の修景整備は未着手である。

本報告書は、これら修景整備の未着手区間を中心に、境川の水辺空間全体の修景整備に向けた計画（案）として取りまとめ、今後の事業実施に向けた指針とすることを目的とする。

1.2 位置づけ

本計画（案）は、「浦安市総合計画」の基本構想（令和 2～21 年度）、第一期基本計画（令和 2～11 年度）を踏まえて、修景整備の方針を定めるものとする。また、「浦安市都市計画マスタープラン」、「浦安市水際線整備構想」、「浦安市緑の基本計画」などの市各計画や、「河川法」、「千葉県利根川水系江戸川左岸圏域河川整備計画」などと連携・整合を図り立案するものである。

本計画（案）の位置付けのイメージ図を次頁に示す。

● 総合計画抜粋

（基本構想）水と緑を活かした快適な環境を整備する

やすらぎとうるおいあるまちづくりを進めていくため、身近に水辺を感じられる親水空間の創出や地域の状況にあわせた公園・緑地の整備に努めるとともに、環境への負荷の少ない持続可能な社会づくりを進めます。

（基本計画）河川環境の整備・活用

境川については、管理者である千葉県と連携・協力し、周辺の土地利用を踏まえながら、修景整備に取り組み親水空間を創出します。西水門の耐震改修を促進するとともに、周辺の修景整備に取り組みます。東水門周辺で、沿川の公園や管理用通路などを活用した修景整備に取り組みます。

■境川修景整備検討会報告書の計画体系上の位置付け

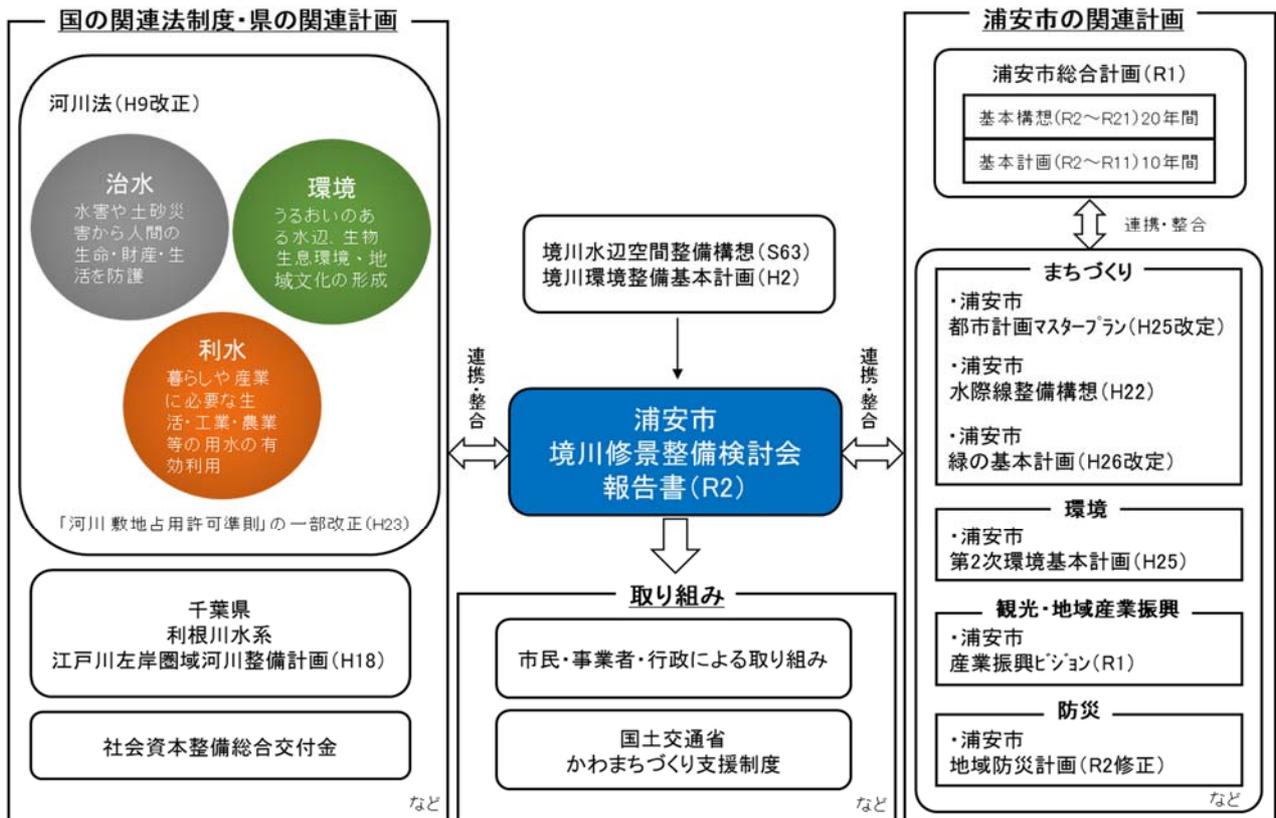


図 1.1 位置付けイメージ図

1.3 計画対象範囲

本計画（案）の対象範囲は境川（西水門～日の出橋）及び沿川の道路・公園緑地とし、沿川市街地との関わりにも配慮する。

（注）海岸として管理されている日の出橋以東の河口部は本計画に含まない。

1.4 境川修景整備検討会の設置

本計画（案）を立案するため、下記のとおり検討会を3回開催した。

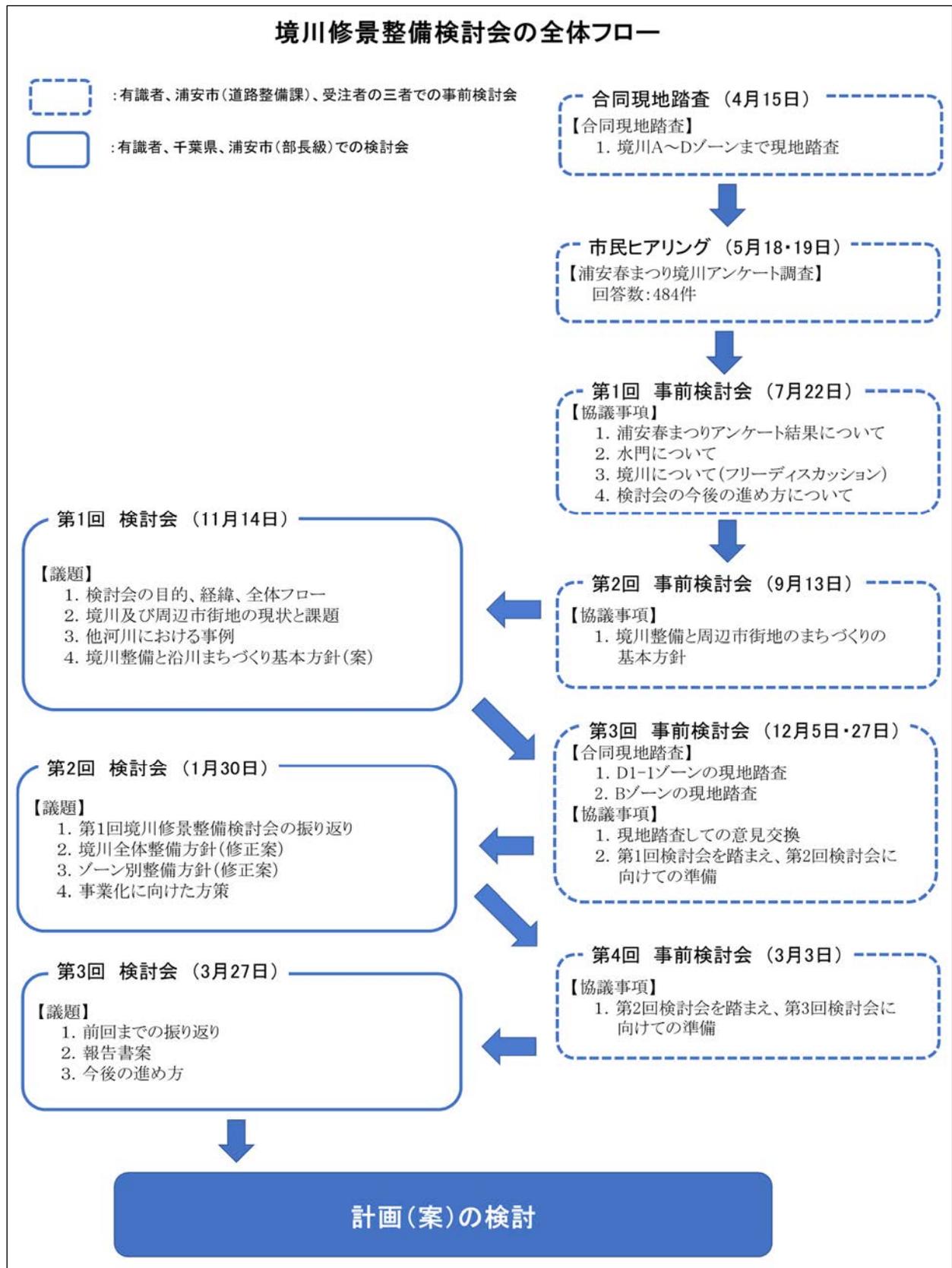


図 1.2 境川修景整備検討会の全体フロー